

各構成員からの提案事項について

令和 5 年 7 月 1 1 日
総務省自治財政局財務調査課

目次

■固定資産台帳の整備に関するもの

- | | | |
|------------------------|-------|-----|
| 1. 道路の除却処理等について | ・ ・ ・ | 1 頁 |
| 2. 道路等底地の 1 円評価について | ・ ・ ・ | 2 頁 |
| 3. 土地の取得に伴う補償費について | ・ ・ ・ | 5 頁 |
| 4. 施設の長寿命化等に伴う耐用年数について | ・ ・ ・ | 6 頁 |

■財務書類の作成に関するもの

- | | | |
|----------------------|-------|-----|
| 5. 会計年度任用職員の給与等について | ・ ・ ・ | 7 頁 |
| 6. 退職手当組合に対する負担金について | ・ ・ ・ | 8 頁 |

今回の議論の範囲

-
- | | | |
|--------------------------|--|--|
| 7. 出資金の計上方法について | | |
| 8. 出捐金の強制評価減について | | |
| 9. 連結時における長期前受金等の読替えについて | | |
| 10. P F I 等に係る区分掲記について | | |

■附属明細書に関するもの

- | | | |
|------------------------------|--|--|
| 11. 連結附属明細書における有形固定資産の明細について | | |
| 12. 投資及び出資金の明細について | | |
| 13. 財源情報の明細について | | |

■その他

- | | | |
|---------------------------|--|--|
| 14. 債務償還可能年数の算定に用いる指標について | | |
|---------------------------|--|--|

1. 道路の除却処理等について

道路については、登録単位、耐用年数、償却開始時期、除却等、整理すべき論点が多い。特に除却については、除却処理をしなければ減価償却累計率が高くなり続けるが、現実的な除却処理（固定資産台帳から削除）は非常に煩雑である。機械的に除却処理を行っている団体もある。

(1) 現行の基準

○ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

VI 減価償却・耐用年数等

43. 取替法については、今後の検討課題とし、当面は適用しないこととしますが、その有用性等を検証する観点から、既に取替法を適用している地方公共団体が今後も取扱いを継続することを妨げません。

○企業会計原則注解（最終改正昭和57年4月20日）（抄）

注20 減価償却の方法

（前略）

なお、同種の物品が多数集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産については、部分的取替に要する費用を収益的支出として処理する方法（取替法）を採用することができる。
（以下略）

(2) 過去の議論

- H25の「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」において、取替法について以下のような意見が出た。
 - ・ 複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を進める趣旨に合わない。
 - ・ 予算不足で十分な維持補修ができない場合、その情報が開示されないのではないか。
 - ・ 道路を減価償却する場合、更新した部分を除却する必要があり、事務が繁雑になるのではないか。
 - ・ 更新支出と資産の消耗実績の乖離がないかを常に確かめることが必要となるが、結局は減価償却費を算出することになるのではないか。

2. 道路等底地の1円評価について

道路等底地について、昭和59年以前に取得したものは原則1円評価であるが、例外措置で1円評価していない団体も混在しており、資産の比較可能性の観点から見直すべき。

(1) 現行の基準

[] 内は取得原価が不明な場合

	開始時		開始後	再評価
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分		
非償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路、河川及び 水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価	—
償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度

備考1 適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価(ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円)

備考2 既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容(その場合、道路、河川及び水路の敷地については、上表による評価額を注記)

備考3 売却可能資産については、売却可能価額を注記し、当該価額は原則として毎年度再評価

(2) 過去の議論

- 統一的な基準の制定に当たり、有形固定資産のうち道路等の敷地については、以下の特性があることから、他の資産と区分して評価基準を検討。
 - ・ 基本的に代替不可であり、売却が想定されないこと（新たに再評価する必然性がないこと）
 - ・ 取得価額や取得時期が不明な場合（例：原始取得）が多いこと
 - ・ 他の資産に比べ、無償譲渡（移管）により取得する場合が多いこと
 - ・ 地方公共団体の保有する土地のうち相当割合を占めること（できる限り客観的な測定基準により比較可能性を担保する必要があること）
- その結果、道路等敷地のうち、取得原価が不明なもの及び昭和59年度以前に取得したものについては、再評価に係る実務負担等を考慮して、一律で備忘価格1円とした。

（参考）昭和59年度を区切りとした理由（他の資産を含めた有形固定資産全体の整理）

- ・ 取得価額の判明状況が、昭和59年度を境に逆転することから、比較可能性及び実施可能性を担保するため。
⇒ 抽出調査の結果、昭和60年度までの有形固定資産の取得価額を把握している団体が6割以上だったのに対して、昭和59年度以前の有形固定資産の取得価額を把握している団体については3割未満であった。
- ・ 地方債の償還年限が最大30年であることから、平成26年当時で30年が経過しており、地方債に対応する負債が残っていないため。（負債が資産を上回ることがないため。）

【研究会において検討されたものの採用されなかった案】

別案1 取得年度を問わず、取得価額が判明している道路敷地等は取得原価で計上する。

（不採用となった理由）

- ・ 取得原価の判明状況は自治体によって異なり、把握している団体が少ない状況では比較可能性が担保できない。

別案2 取得価額が不明な敷地をデフレーターによる推計原価で計上する。

（不採用となった理由）

- ・ 取得原価の利点である客観性が確保できない（単価や数量が推計になる）
- ・ 取得年度や当時の面積も不明な場合は、推計原価を計上できない。
- ・ 推計原価を採用している団体の単価や指数は使用範囲が限られる。（全国すべてで適用できない）

(3) その他の考慮事項

- 昭和59年度以前に取得した道路等底地を1円評価していない都道府県は、少なくとも11団体。このうち、昭和59年度以前に取得した道路等底地を1円評価した場合のインフラ資産（土地）の価額を注記しているのは2団体（評価方法の違いによる影響額は下記のとおり）。

インフラ資産（土地）の価額

（百万円）

	貸借対照表上 の価額 a	1円評価した 場合の価額 b	影響額 c=b-a	資産総額に 対する割合	インフラ資産 の価額に対する 割合
団体A	1,419,038	691,348	727,690	11.1%	27.7%
団体B	709,852	369,614	340,238	10.1%	17.4%

3. 土地の取得に伴う補償費について

時価との乖離が大きくなり、公有財産台帳との不整合の要因にもなるため、土地の取得価額に補償費を含めるか見直すべき。

(1) 現行の基準

○ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

Ⅴ 固定資産台帳の記載単位

39. 有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得に係る直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三一五―Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。例えば、土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得に係る直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。なお、それぞれの附属設備等を個別単位で管理することを妨げるものではありません。また、統一的な基準における消費税の取扱いについては、税込方式を採用することとし、取得価額には、消費税相当額を含めることとします。

公有財産台帳との主な相違点

各地方公共団体では、地方自治法で定められている公有財産の管理や決算の参考書類として作成される「財産に関する調書」の調製等のために、公有財産台帳を整備・管理しているところであるが、主に以下の点において固定資産台帳と相違する。

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある）	すべての資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	区分あり
付随費用	明確な区分なし	区分あり
金額情報	なし（原則）	あり
減価償却	なし	あり

(2) 考慮事項

○ 公有財産台帳との整合性にどこまで配慮する必要があるか。

○ 補償費だけでなく、購入手数料など他の付随費用についてもあわせて議論が必要ではないか。

4. 施設の長寿命化等に伴う耐用年数について

長寿命化した場合、耐用年数を見直すべきだが、耐用年数の期間は短くできても長くはできない基準となっている。

また、大規模修繕をした場合、新たな資産として計上し、そこから耐用年数がスタートする会計処理となっている（民間の法人税法の方法に合わせている）が、実態と合っていない。法人税法に合わせる必要性がなく、公共施設マネジメントに資する方法に改めるべき。

(1) 現行の基準

○ 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

VI 減価償却・耐用年数等

45. 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」といいます。）に規定されている耐用年数に従うこととし、具体的には、「別紙3」及び「別紙4」のとおりとします。なお、端数が生じた場合においては、1円未満を切り捨てます。

(2) 過去の議論

○ H28の「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」における意見

- ・ 財務書類作成上は法定耐用年数で減価償却を行うこととしつつ、各団体が任意でより実態に即した使用可能年数(※)を設定し、説明していくこととするのが現実的な対応。

※報告書において、具体的かつ客観的な基準を定めることは難しいと整理

(3) その他の考慮事項

○ 耐用年数を延長とした場合、対象資産の耐用年数の設定や減価償却の方法をどうするか。

5. 会計年度任用職員の給与等について

地方自治法上、フルタイム会計年度任用職員は給料、旅費及び一定の手当の支給対象、パートタイム会計年度任用職員は報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とされており、総務省の会計年度任用職員手続マニュアルに沿って、全国統一的に条例を定めて、同じ科目で給付している。

当該内容を別表6の仕訳変換表で公会計の勘定科目に変換すると、フルタイム会計年度任用職員は職員給与費で対応できるが、パートタイム会計年度任用職員は、報酬はその他（人件費）、期末手当は職員給与費、費用弁償は物件費に分かれてしまうことから、資金仕訳変換表の見直しが必要ではないか。

(1) 現行の基準

	給与・報酬に関する地方自治法条文	支払われる給与等	公会計における仕訳 ※地方公会計マニュアル別表6-2より	(参考) 決算統計における取扱い
常勤職員	第204条	給料、 手当、 旅費	給料： 職員給与費 手当： 職員給与費 旅費： 物件費	給料： 人件費 手当： 人件費 旅費： 物件費
フルタイム 会計年度任用職員				
パートタイム 会計年度任用職員	第203条の2	報酬、 費用弁償、 期末手当	報酬：その他（人件費） 費用弁償： 物件費 期末手当： 職員給与費	報酬： 人件費 費用弁償： 物件費 期末手当： 人件費
その他非常勤職員				

(2) 考慮事項

- フルタイム会計年度任用職員と同じ取扱いとすることに、どれほどの利点があるのか。
- 地方自治法第203条の2において、パートタイム会計年度任用職員と同様の支給区分が設けられている選挙長や審議会委員等の扱いをどうするか。
- 資金仕訳変換表を見直した場合、地方公共団体にシステム改修等の負担が生じないか。

6. 退職手当組合に対する負担金について

退職手当組合への共済掛金は人件費に計上すべきではないかという意見が多いが、見直すべきではないか。

(1) 現行の基準

○ 財務書類作成要領

I 貸借対照表

3 負債 (2) 固定負債

125. 退職手当組合に加入している地方公共団体が計上すべき退職手当引当金の額は、当該地方公共団体の退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該地方公共団体へ按分される額を加算した額を控除した額とします。なお、組合への負担金は、退職手当引当金・退職手当引当金繰入額ではなく、移転費用・補助金等として計上します。

126. 退職手当引当金については、原則として、期末自己都合要支給額により算定することとします。

(2) その他の考慮事項

○ 決算統計においては、退職手当組合負担金も人件費に計上される。

【次回議論するもの】

7. 公営企業に対する出資金の計上方法について

出資金の計上金額の考え方が統一されておらず、

- ・ 開始残高算定時に、公営企業側で計上している資本金に合わせて、投資その他の資産として計上
- ・ 繰入資本金相当のみを資産計上
- ・ 財産調書に記載されていないことを理由に未計上

と扱いが分かれるので、統一した方がよいのではないか。

一般会計等、公営企業会計の双方に計上されていれば連結の際に相殺できるが、出資金を計上しない扱いの場合は相殺できない。

8. 出捐金の強制評価減について

出捐金には出資割合の考え方がなく、また、出資割合に応じて回収することもないため、強制評価減の対象外ではないか。仮にそうであれば、附属明細書の記載方法を補足したい。

9. 連結時における長期前受金等の読替えについて

公営企業の長期前受金及び長期前受金収益化累計額について、連結の際の読替表では「固定負債-その他」に読み替えることとなるが、一般会計では、固定資産を取得するための補助金等も当該年度国県等補助金としており、負債では計上していない。長期前受金は金額が大きく重要性があるため、「固定負債-その他」に読み替えるのではなく、一般会計における処理に合わせて純資産に含める方がよいのではないか。

10. P F I 等に係る区分掲記について

現行の貸借対照表の様式では、P F I に係る債務は固定資産「その他」や流動負債「その他」に計上される。P F I 規模にしたがい債務も多額に上り「その他」の金額が大きくなるが、開示上重要性に応じて区分掲記する取扱いがなされておらず、実態把握・比較分析がしにくい。

また、下水道の施設使用権は無形固定資産に計上されるが、現行の様式（連結）では、「その他」に計上され区分掲記されず、同様に実態把握・比較分析がしにくい。

上記に対する提案として、実態把握・比較の観点から、重要性に応じて区分掲記できないか。その際の判断基準（例えば、財規等の基準（総資産の5%））を提示することが考えられる。なお、システム改修による科目の追加（科目マスタ変更）が必要となる（ただし、システム上の対応はマストではなく、表示組換えでの対応も可能。）。

11. 連結附属明細書における有形固定資産の明細について

連結附属明細書のうち有形固定資産の明細は、科目の読替えと比例連結割合変更による差額を調整するなど実務上作成が煩雑だが、都道府県に報告する公会計情報の対象にはなっておらず、容易な他団体比較・分析ができない。固定資産取得に関する支出額は、現状任意だが多くの団体で作成していると思われる連結資金収支計算書から把握可能であるため、当該明細の作成は任意としても良いのではないか。

12. 投資及び出資金の明細について

附属明細書のうち「③投資及び出資金の明細」で投資先の資産、負債、純資産、資本金、出資割合を記載するが、市場価格のないもののうち連結対象団体（会計）以外に対するものについては、株式会社以外は出資額が回収される可能性は極めて低く、強制評価減の判定が困難である。

資産や負債なども強制評価減を算出するために記載している面があるので、負担軽減のため出資金額以外の記載は省略してはどうか。

13. 財源情報の明細について

附属明細書のうち「（２）財源情報の明細」は作成に当たり固定資産の財源構成を把握する必要があるが、多大な労力を要するため、業務の効率性を考慮して作成を省略してもよいのではないか。

14. 債務償還可能年数の算定に用いる指標について

債務償還可能年数は、公会計を基にした指標から決算統計・健全化判断比率を基にした指標に変えた経緯があるが、所有外資産に係る支出が投資活動支出に変更となることにより大きく改善することになるため、公会計指標に戻してはどうか。